那覇市小学生バレーボール連盟

役員選考委員会規程

この規定は、那覇市小学生バレーボール連盟規約第２１条の規定に基づき設置する。役員選考委員会は、本規程第５条第３項に基づき選考し理事会に推薦する。承認後、直ちに解散する。

（業　務）

第１条　　役員選考委員会（以下、選考委員会）は、会長または理事長の諮問に応じて、その内容を審議し、答申することを業務とする。

（構成員）

第２条　　選考委員会は、副会長・各委員長・コンプライアンス長・那覇市スポーツ少年団派遣理事と会計及び各地区長より推薦された選考委員１名ずつ合計１３名＋若干名で構成され、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

（役　職）

第３条　　選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

（選出方法）

第４条　　委員長の選出は、副会長の互選により選出する。

２．副委員長は、委員長以外の委員の互選により選出する。

（任　務）

第５条　　委員長は、選考委員会を代表し統括する。

２．副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

３．選考する候補者は、規約第９条･第１０条･第１１条に基づき、会長１名副会長３名及び理事長１名の三役とする。

４．選考委員会は、第１回の委員会において、現会長及び理事長から、本連盟の事業及び組織の継続性と運営と課題について、説明を受けることとする。

（会議の招集及び議長）

第６条　　選考委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２．選考委員会は、必要に応じて、役員及びその他の関係者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（選考基準及び方法）

第７条　　役員の選考基準及び方法については、選考委員会で決議する。

（議　決）

第８条　　選考委員会の議決は、構成員の３分の２以上の者が出席し、その３分の２以上の賛成をもって決する。尚、書面で評決することもできる。

２．役員の選考は、可能な限り有効な協議によって行う。但し、協議が調わない場合は、投票により議決し、可否同数の場合は、選考委員長の決するところによる。

３．留意事項として、選考委員は、それぞれの人格を尊重し、会議の内容は守秘義務とする。

（通　知）

第９条　　委員長は、諮問者に対し、審議の結果を書面で通知する。

２．委員長は、理事会において、選考委員会の選考状況やその結果を説明する。

（その他）

第１０条　　この規約に定めるものの他、委員会の目的・運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

（その他の役員選考）

第１１条　　理事長以下の役員の選考は、新会長（新三役）の提案する組織役員人事案を基に理事会で決定することとする。

（設置期間）

第１２条　　委員会の設置期間は、概ね２か月間とし、時期は理事会で決める。

附則

1.　２０２１年５月　全面改正

2.　２０２３年５月　一部改正